

## 特殊法人の独立行政法人化に伴う承継資産等の評価方法の考え方

### 中央省庁等改革に係る大綱

(平成 11 年 1 月 26 日 中央省庁等改革推進本部決定)

独立行政法人制度に関する大綱 4 . 財務・会計 ( 1 ) 資本等

独立行政法人の資本等については、次のとおりとする。

独立行政法人には、資本金を置くことができるものとする。

独立行政法人は、その設立に当たり国からの出資を受け入れることができるものとする。

別に法令で定めがある場合には、地方公共団体や民間からの出資を受け入れることができるものとする。

独立行政法人に対する土地、建物等の現物出資も可能とする。現物出資される財産の価額は、時価を基準に評価することを原則とし、資産評価委員が評価することとする。

独立行政法人は、必要があるときは、中期計画の定めるところにより、増資を行うことができるものとする。減資は、別に法令を定めて行うことができるものとする。

国有財産等の無償使用も可能とする。

### 中央省庁等改革の推進に関する方針

(平成 11 年 4 月 27 日 中央省庁等改革推進本部決定)

独立行政法人制度関連

#### 5 . 財産的基礎等

( 4 ) 個別法令の定めるところにより、政府は独立行政法人に対する金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。またその際は、資産評価委員会の設置など、出資財産の評価に関する規定を置く。現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。

### 独立行政法人個別法の事例

(国土交通省 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 附則より抜粋)

(日本鉄道建設公団の解散等)

第二条 日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に公団が有する旧公団法第十九条に規定する業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な

事項は、政令で定める。

4 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（附則第十八条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「旧債務等処理法」という。）第二十七条第一項に規定する勘定（以下この項及び次項において「旧特例業務勘定」という。）に係るものを除く。）から負債の金額（旧特例業務勘定に係るものを除く。）を差し引いた額のうち、第一項の規定による公団の解散の時ににおける公団の資本金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）を除いたものは、建設勘定において資本剰余金として整理するものとし、第一項の規定による公団の解散の時ににおける公団の資本金に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公団の旧特例業務勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、附則第十八条の規定による改正後の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「新債務等処理法」という。）第二十七条第一項に規定する勘定（次条において「新特例業務勘定」という。）に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A  
（総務省行政管理局/財務省主計局/日本公認会計士協会 平成12年8月(平成15年3月改訂)）

Q26-5 独立行政法人設立時に、国から承継する資産に係る会計処理と特殊法人等から承継する資産の会計処理は、同様の会計処理と考えてよいか。

A

1 先行の独立行政法人は、国の機関の一部を独立行政法人化したものであり、国からの承継については、資産に限定され、負債の承継は行われていない。また、承継資産のうち、国有財産(国有財産法上の国有財産)についてのみ、国からの現物出資とし、物品については譲与と整理されている。

2 これに対し、特殊法人等から独立行政法人化される場合は、特殊法人等が保有する資

産のほか、債務も承継することとされており、また、資産の総額から負債の総額を控除した額を国から出資されたものと整理することとされている。

3 このように、会計処理の前提となる法令の規定が異なっているため、特殊法人等から承継する資産の会計処理は、国から承継する資産に係る会計処理とは同一ではなく、設立法令の規定を踏まえ適切な処理を行う必要がある。具体的には、特殊法人等からの承継資産は物品であっても資本金の一部を構成することになることから、「譲与」として整理することは、原則として認められない。